

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成 27 年 1 月度)

対象期間:平成 27 年 1 月 1 日 ~ 平成 27 年 1 月 31 日

3.維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	( /月)
汚泥	( /月)
廃油	( /月)
廃酸	( /月)
廃アルカリ	( /月)
廃プラスチック類	( /月)
紙くず	0.6 ( t /月)
木くず	35.5 ( t /月)
繊維くず	( /月)
動植物性残渣	( /月)
動物系固形不要物	( /月)
ゴムくず	( /月)
金属くず	( /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	( /月)
鉱さい	( /月)
がれき類	( /月)
動物のふん尿	( /月)
動物の死体	( /月)
ばいじん	( /月)
処分するために処理したものの(13号廃棄物)	( /月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	( /月)
pH2.0以下の廃酸	( /月)
pH12.5以上の廃アルカリ	( /月)
感染性産業廃棄物	( /月)
その他( )	( /月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	ガス中の一酸化炭素濃	焼成炉温度※4
測定位置				別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果	連続記録紙事務所保			別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備		排ガス処理設備	
ばいじんの除去を行った日	平成 27年 1 月	8,9,10,12,14,15,16, 20,21,28,29,30 日	平成 27年 1 月	8,9,10,12,14,15,16, 20,21,28,29,30 日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	焼却炉煙突煙道	焼却炉煙突煙道
採取した年月日	平成 # 年 1 月 9 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 # 年 1 月 # 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類※3		
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫黄酸化物	0.034 ( m3N/h )※5
	ばいじん	0.01未満 ( g/m3N )※5
	塩化水素	1未満 ( mg/m3N )※5
	窒素酸化物	34 ( cm3/m3N )※5

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。

※3 計量証明書を添付しても良い。

※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。

※5 単位を記入すること。